

# 和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1 - 第2）
- 第2章 特別養護老人ホーム（第3 - 第8）
- 第3章 養護老人ホーム（第9 - 第13）
- 第4章 軽費老人ホーム（第14 - 第18）
- 第5章 指定介護老人福祉施設（第19 - 第24）
- 第6章 介護老人保健施設（第25 - 第29）
- 第7章 指定介護療養型医療施設（第30 - 第34）
- 第8章 指定居宅サービス及び指定介護予防サービス（第35 - 第39）
- 第9章 介護医療院（第40 - 45）
- 第10章 雑則（第46）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1 この要綱は、和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第59号。以下「特養条例」という。）、和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第60号。以下「養護条例」という。）、和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第61号。以下「軽費条例」という。）、和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年度和歌山県条例第62号。以下「福祉施設条例」という。）、和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年度和歌山県条例第63号。以下「保健施設条例」という。）、和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第64号。以下「療養施設条例」という。）、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号。以下「居宅サービス条例」という。）、和歌山県指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第66号。以下「介護予防サービス条例」という。）及び和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年和歌山県条例第24号。以下「介護医療院条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で使用する用語は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び介護保険法（平成9年法律第123号。「健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」を含む。）並びに第1に掲げる各条例で使用する用語の例による。

## 第2章 特別養護老人ホーム

(特養条例の施行に関し必要な事項)

第3 特養条例の施行に関し必要な事項については、第4から第8に定めるもののほか、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214号厚生省老人保健福祉局長通知）以下「特養通知」という。）」の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる特養通知第5の4の(5)の③の(ア)（第7の2において準用する場合を含む。）については、その上限を12人とする。

(記録の整備)

第4 特養条例第3条第2項に規定する「当該処遇を行った日から5年間」とは、当該処遇に係る各種記録について、当該処遇を行った日の翌日から起算して5年間とする。

(一の居室の定員)

第5 特養条例第3条第2項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」の規定は、特別養護老人ホームの一の居室の定員については、入所者のプライバシーを尊重し良好な居住環境を整備する観点から、原則として1人とするが、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができるとする趣旨である。

2 特別養護老人ホームの新築、増築又は改築（以下第5において「施設整備」という。）を行おうとする者は、施設整備にあたり、施設の全部又は一部の「一の居室の定員」を、2人以上4人以下（以下「多床室」という。）とする場合は、施設整備に係る設計を行う前に、次項第1号に掲げる意見を付して知事に協議するものとする。

3 第1項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合」については、特別養護老人ホームの供給量の目標及び見込みが、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画において定めるものとされていること等から、次の各号に掲げる事項を踏まえて総合的に判断する。

(1) 多床室の整備を必要とする具体的な状況等について、当該施設が立地しようとする地域を管轄する市町村長の意見

(2) 地域の施設整備状況及び入所待機者数

(3) その他、知事が必要と認める事項

(人権擁護)

第6 特養条例第4条に規定する人権擁護に関しては、次の各項のとおりとする。

2 人権擁護推進員は、施設の職員である者のうちから施設長又は管理者（以下「施設長

等」という。)が任命する。

- 3 人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができる。
  - 4 人権擁護推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。
    - (1) 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援
    - (2) 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施
    - (3) 職員の人権擁護に関する知識、技術の修得
  - 5 人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施するものとする。ただし、天災により実施することができない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
  - 6 人権擁護に関する研修の内容については、次の各号のとおりとする。
    - (1) 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。
    - (2) 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。
    - (3) 人権に関する各種資料等を活用し、施設全体の人権擁護に係る知識・技能の向上を図る。
  - 7 人権擁護に関する研修は、施設の実情に応じて次の各号に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数施設等が合同で実施しても差し支えない。
    - (1) 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施
    - (2) 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施
    - (3) 外部から講師を招いた研修の実施
    - (4) 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施  
(非常災害対策)
- 第7 特養条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、次の各項のとおりとする。
- 2 災害対策推進員は、施設の職員である者のうちから施設長等が任命する。
  - 3 災害対策推進員は、他の職務と兼務することができる。
  - 4 災害対策推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。
    - (1) 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底
    - (2) 非常災害に関する具体的計画(以下「防災計画」という。)の策定
    - (3) 防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施
    - (4) 前号の訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し

( 5 ) 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保

(衛生管理)

第8 特養条例第6条に規定する衛生管理に関しては、次の各項のとおりとする。

2 衛生管理推進員は、施設の職員である者のうちから施設長等が任命する。

3 衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができる。

4 衛生管理推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。

( 1 ) 施設において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理

( 2 ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び職員に対する周知徹底

( 3 ) 施設内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

### 第3章 養護老人ホーム

(養護条例の施行に関し必要な事項)

第9 養護条例の施行に関し必要な事項については、第10から第13に定めるもののほか、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発307号厚生省老人保健福祉局長通知）」の例による。

(記録の整備)

第10 養護条例第3条第2項に規定する「当該処遇を行った日から5年間」とは、当該処遇に係る各種記録について、当該処遇を行った日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第11 養護条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第12 養護条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第13 養護条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

### 第4章 軽費老人ホーム

(軽費条例の施行に関し必要な事項)

第14 軽費条例の施行に関し必要な事項については、第15から第18に定めるもののほか、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発053000号厚生労働省老健局長通知）」の例による。

(記録の整備)

第15 軽費条例第3条第2項に規定する「当該サービスを提供した日から5年間」とは、当該サービスに係る各種記録について、当該サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第16 軽費条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第17 軽費条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第18 軽費条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

## 第5章 指定介護老人福祉施設

(福祉施設条例の施行に関し必要な事項)

第19 福祉施設条例の施行に関し必要な事項については、第20から第24に定めるもののほか、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企発43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知（以下、「福祉施設通知」という。））」の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる福祉施設通知第5の3の(4)の③の(ア)については、その上限を12人とする。

(記録の整備)

第20 福祉施設条例第3条第2項に規定する「当該指定介護福祉施設サービスを提供した日から5年間」とは、当該指定介護福祉施設サービスに係る各種記録について、当該指定介護福祉施設サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(一の居室の定員)

第21 福祉施設条例第3条第2項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」の規定は、指定介護老人福祉施設の一の居室の定員については、入所者のプライバシーを尊重し良好な居住環境を整備する観点から、原則として1人とするが、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができるとする趣旨である。

2 指定介護老人福祉施設の新築、増築又は改築（以下第21において「施設整備」という。）を行うとする者は、施設整備にあたり、施設の全部又は一部の「一の居室の定員」を、2人以上4人以下（以下「多床室」という。）とする場合は、施設整備に係る設計を行う前に、次項第1号に掲げる意見を付して知事に協議しなければならない。

3 第1項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合」については、指定介護老人福祉施設の供給量の目標及び見込みが、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画において定めるものとされていること等から、次の各号に掲げる事項を踏まえて総合的に判断する。

(1) 多床室の整備を必要とする具体的な状況等についての、当該施設が立地しようとする地域を管轄する市町村長の意見

(2) 地域の施設整備状況及び入所待機者数

(3) その他、知事が必要と認める事項

(人権擁護)

第22 福祉施設条例第5条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第23 福祉施設条例第6条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第24 福祉施設条例第7条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

## 第6章 介護老人保健施設

(保健施設条例の施行に関し必要な事項)

第25 保健施設条例の施行に関し必要な事項については、第26から第29に定めるもののほか、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企発44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の例による。

(記録の整備)

第26 保健施設条例第3条第2項に規定する「当該介護保健施設サービスを提供した日から5年間」とは、当該介護保健施設サービスに係る各種記録について、当該介護保健施設サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第27 保健施設条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第28 保健施設条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第29 保健施設条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

## 第7章 指定介護療養型医療施設

(療養施設条例の施行に関し必要な事項)

第30 療養施設条例の施行に関し必要な事項については、第31から第34に定めるもののほか、「健康保険法の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企発45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の例による。

(記録の整備)

第31 療養施設条例第3条第2項に規定する「当該指定介護療養施設サービスを提供した日から5年間」とは、当該指定介護療養施設サービスに係る各種記録について、当該指定介護療養施設サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第32 療養施設条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第33 療養施設条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第34 療養施設条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

## 第8章 指定居宅サービス及び指定介護予防サービス

(居宅サービス条例及び介護予防サービス条例の施行に関し必要な事項)

第35 居宅サービス条例及び介護予防サービス条例の施行に関し必要な事項については、第36から第40に定めるもののほか、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成12年3月17日老企発25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」の例による。

(一の居室の定員)

第36 居宅サービス条例第3条第2項及び介護予防サービス条例第3条第2項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」の規定は、指定特定施設の一の居室の定員については、入所者のプライバシーを尊重し良好な居住環境を整備する観点から、原則として1人とするが、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができるとするものである。

2 第1項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合」については、次のとおりとする。

(1) 夫婦で居室を利用する場合などであって、利用者の処遇上必要と認められる場合

(2) 平成18年4月1日の時点で現に存する養護老人ホーム(建築中のものを含む。)であって、新たに特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護を含む。)の一般型の指定を受ける場合又は外部サービス利用型から一般型へ変更を行う場合

(記録の整備)

第37 居宅サービス条例第3条第2項及び介護予防サービス条例第3条第2項において各サービス種類ごとに規定する「提供した日から5年間」とは、各サービス種類ごとの当該サービスに係る各種記録について、当該サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第38 居宅サービス条例第4条及び介護予防サービス条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第39 居宅サービス条例第5条及び介護予防サービス条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第40 居宅サービス条例第6条及び介護予防サービス条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

## 第9章 介護医療院

(介護医療院条例の施行に関し必要な事項)

第41 介護医療院条例の施行に関し必要な事項については、第42から第45に定めるもののほか、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成30年3月22日老老発第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知)」の例による。

(記録の整備)

第42 介護医療院条例第3条第2項に規定する「当該介護医療院サービスを提供した日から5年間」とは、当該介護医療院サービスに係る各種記録について、当該介護医療院サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第43 介護医療院条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。

(非常災害対策)

第44 介護医療院条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。

(衛生管理)

第45 介護医療院条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

## 第10章 雑則

(みなし規定)

第46 特別養護老人ホームにおいて人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員を配置していれば、当該特別養護老人ホームが指定を受けた指定介護老人福祉施設においても配置されているものとみなす。

2 次の各号に該当する施設等は、主となる施設等において人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員を配置していれば、他の施設等においても配置されているものとみなす。

- (1) 特別養護老人ホームと一体的に設置している短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- (2) 介護老人保健施設と一体的に設置している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- (3) 介護医療院と一体的に設置している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- (4) 指定介護療養型医療施設と一体的に設置している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- (5) 養護老人ホーム又は軽費老人ホームにおいて指定を受けている特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
- (6) 指定居宅サービスの一の事業所において、併せて指定を受けている指定介護予防サービス事業所
- (7) 指定福祉用具貸与事業所において、併せて指定を受けている指定特定福祉用具販売事業所

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。